（案）

委託契約書

１　委託業務の名称　女性のがん検診集団検診業務及び手数料徴収事務

２　委託期間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

３　委託料　乳がん検診

４０歳以上５０歳未満の者　１件につき　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　円

５０歳以上の者　１件につき　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　円

子宮頸がん検診

ＨＰＶ検査　１件につき　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　円

トリアージ検査　１件につき　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　円

委託者大津市（以下「甲」という。）と受託者　（以下「乙」という。）との間に、頭書の業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第１条　甲は、別添仕様書の目的を達するため、頭書の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

２　乙は、甲の指示に従い、かつ、別添仕様書に基づいて委託業務を実施するものとする。

（委託期間）

第２条　委託期間は、頭書の履行期間のとおりとする。

（検査）

第３条　乙は、当該月に係る委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して書面により当該月に係る委託業務の完了したことを報告しなければならない。

２　甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該月に係る委託業務完了の確認のための検査を行うものとする。

３　乙は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第４条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、速やかに当該月に係る頭書の委託料（以下「委託料」という。）の支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した場合において、委託業務の実施状況が良好であると認めるときは、受理した日から３０日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（費用の負担）

第５条　委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、全て乙の負担とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条　乙は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

⑵　この契約を履行しないとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）、又は前号に定めるもののほかこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。

⑶　資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）。

⑷　甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。

⑸　乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託に係る

契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第７条の２　甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第７条第１項若しくは第２項（同法第８条の２第２項及び第２０条第２項において準用する場合を含む。）、第７条の２第１項（同条第２項及び同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第１７条の２又は第２０条第１項の

規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

⑵　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第７条の３　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第７条第１号から第５号までの規定によりこの契約が解除された場合

⑵　乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

⑴　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

⑵　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

⑶　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（損害賠償責任）

第８条　乙は、委託業務の実施に関して甲に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

２　乙は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、甲は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第８条の２　乙は、この契約に関し、第７条の２各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の１０分の２に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

第９条　乙は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第１０条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第１１条　乙は、この契約による業務を処理するための情報資産の取扱いについては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

（疑義の決定）

第１２条　この契約に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

大津市御陵町３番１号

委託者　甲　　大津市

大津市長　佐藤　健司

受託者　乙